

令和6年度 保健事業のご案内

当組合では、被保険者の皆さまがより健康で生き生きとした日々を過ごしていただけるよう下記のとおり、費用助成等のサポートを行っています。

保健事業について関係書類を同封いたしましたので、家族・従業員の皆様にも周知のうえ、多くの方に実施いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 保健事業の内容・助成額

(1) 健康診断

① 特定健診・追加健診

40歳～74歳の被保険者

・基本項目（必須項目）	12,100円
・詳細項目（医師の判断による実施項目） 上限	3,465円
・追加健診（任意実施項目） 上限	32,153円
最大助成額	44,352円

※ 助成額は当組合と郡市医師会との間で契約している金額であり、健診機関や健診の種類により、実際に要した費用と異なります。

② 特定保健指導

特定健診の結果により、生活習慣の改善が必要であると判定された方

・動機付け支援	自己負担なし
・積極的支援	自己負担なし

③ 歯科健診

18歳～74歳の被保険者 自己負担なし

※ 特定健診等の健康診断にかかる取扱いは、別紙のとおりです。

(2) 結核検診

74歳までの正組合員である被保険者 7,700円

※ 特定健診に併せた追加健診で実施した場合は除きます。

(3) 感染症予防

① インフルエンザワクチン接種

64歳までの被保険者 1,500円
(接種時の年齢が65歳未満)

② おたふくかぜワクチン接種

1歳～2歳未満の被保険者 6,000円

(4) 育児冊子の提供

出産された被保険者に月刊誌「赤ちゃんと!」を1年間送付

(5) 健康増進施設

① ラフォーレ倶楽部

契約対象施設が法人会員料金にて利用可能

② 特約旅館

お得な料金にて利用可能

・東伊豆北川温泉【つるや吉祥亭】

③ スポーツクラブ

「ルネサンス」の直営・提携施設が法人会員料金にて利用可能

2. 各種助成費の請求方法

各種助成費の請求書(おたふくかぜワクチン接種は除く)は、郡市医師会を通じて提出していただくようお願いいたします。

※ 令和6年度分の各種助成費の請求は、令和7年4月30日(組合必着)を締め切りとさせていただきます。期限内に請求いただきますようお願いいたします。

○ 特定健診・追加健診について

個人情報保護のため、【特定健診・追加健診提出用封筒】(角3封筒・緑色)を同封いたしました。

【特定健診・追加健診提出用封筒】に「静岡県医師国保組合 健康診断(特定健診)個人票(組合提出用)」を入れて郡市医師会にご提出ください。

(提出書類)

・静岡県医師国保組合 健康診断(特定健診)個人票(組合提出用)

・静岡県医師国保組合 健康診断(特定健診)助成費請求書

※ 健診受診日の関係で、健康診断個人票を分けて提出する場合、連絡をいただければ別途提出用封筒を送付いたしますが、任意の封筒を使用していただいても構いません。

その場合は、封筒表面に医療機関名と正組合員氏名をご記入ください。

3. 医師国保組合データヘルス計画

データヘルス計画とは、特定健診の結果やレセプト等のデータを活用して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための「保健事業の実施計画」のことです。

当組合は、令和6年度から令和11年度までの中長期計画として「第3期静岡県医師国民健康保険組合データヘルス計画」を作成し、それに即して保健事業を実施します。

詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。

健康診断の取扱いについて

令和6年度の当組合における健康診断（特定健診・特定保健指導・歯科健診）の取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

特定健診・特定保健指導のデータヘルス計画における目標実施率は、特定健診が58%、特定保健指導が指導該当者の10%となっております。

40歳～74歳の方は、ご本人・ご家族問わず全員対象になります。目標実施率の達成に向け、受診いただくようご協力をお願いします。

記

1. 特定健診

- (1) 特定健診の対象者にかかる「特定健康診査受診券」及び「健康診断（特定健診）個人票」を同封しましたので、これにより健診をお受けください。
- (2) 健診を受けようとする際は、あらかじめ、実施機関に健診日時等を予約してください。（実施機関につきましては、当組合ホームページに実施機関一覧を掲載しております。）
なお、郡市医師会との契約で組合に特定健診実施機関として届け出ていれば、ご自身あるいはご家族が開業している診療所等での自家健診は可能です。
また、正組合員が自家健診をされた際、メタボリックシンドローム判定医師が特定健診を受けられた正組合員ご本人以外にいない場合は、判定医師欄は未記入のままご提出ください。当組合役員がメタボリックシンドローム判定をします。
※ 医師が自分で自分の健診（自己健診）や判定を行うことはできません。
- (3) 「健康診断（特定健診）個人票」は2枚複写となっております。
2枚目（ご本人控え）が本人への受診結果通知表となります。
- (4) 健診費用につきましては、窓口にて一旦全額をお支払いください。
健診実施後に請求いただいた後、所定の金額の範囲内で助成します。
健診実施機関や内容により、窓口で負担した全額が助成されない場合があります。
- (5) 助成費請求の際は、「特定健診・追加健診提出用封筒」に「健康診断（特定健診）個人票（組合提出用）」を入れ「健康診断（特定健診）助成費請求書」を添付して、必ず郡市医師会を通じて提出してください。（令和7年4月30日 組合必着）
- (6) 受診券の有効期限は令和7年3月31日までとなっておりますが保健指導実施期間の関係から、なるべく12月末日までに受診するよう、ご協力をお願いします。
- (7) 聖隷健康診断センター、聖隷予防検診センター、聖隷健康診断センター東伊場クリニック、浜松医療センター、すずかけセントラル病院、十全記念病院、静岡市静岡医師会健診センター（MEDIO）、聖隷静岡健診クリニック、聖隷健康サポートセンターShizuoka、聖隷富士病院で実施した特定健診の自己負担はありません。組合へ実施機関より請求がありますので、特定健診請求書・個人票等を郡市医師会に提出する必要はありません。
ただし、オプションにより費用が発生する場合がありますので各実施機関へお問い合わせください。

2. 特定保健指導

(1) 特定健診の結果、生活習慣の改善が必要な方に対し、「動機付け支援」や「積極的支援」等の保健指導を行うものです。

保健指導の対象となられた方には、「特定保健指導利用券」と「特定保健指導実施機関一覧表」をお送りしますので、これにより指導をお受けいただきます。

※ 全ての検査結果が判明しない場合でも、特定健診当日から1週間以内において初回面接の分割実施が可能です。

- ・ 腹囲、体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導対象と見込まれる方に対して、専門職（医師、保健師、管理栄養士）が初回面接を行い、行動計画書を暫定的に作成します。（初回面接1回目）
- ・ 全ての検査結果がそろった後に、医師が総合的な判断を行った上で、専門職が本人に電話やメール等で相談しながら行動計画を完成します。（初回面接2回目）

(2) 保健指導を受けようとする際は、あらかじめ、実施機関に指導日時等を予約してください。

なお、郡市医師会との契約で組合に特定保健指導実施機関として届け出ていれば、ご自身あるいはご家族が開業している診療所等での自家保健指導は可能です。

※ 医師が自分で自分の保健指導を行うことはできません。

(3) 公益社団法人静岡県栄養士会との委託契約による派遣指導を実施しております。

静岡県栄養士会所属の管理栄養士が、直接、指導対象者の指定する場所へ赴き、指導を行うものです。派遣指導を希望される方は、組合へお申し込みください。

3. 歯科健診

(1) 口腔疾患の早期発見・早期治療及び歯周病予防を目的として実施するものです。

(2) 歯科健診が受けられる機関は、静岡県歯科医師会員の診療所等に限りです。

(3) 健診内容は、歯・歯周組織・軟組織・顎関節症等の診査と口腔保健指導で、所要時間は約15分です。

(4) 歯科健診希望者（18歳～74歳の被保険者）は、組合に歯科健診希望の旨及び氏名・被保険者証番号をご連絡ください。

組合から「歯科健康診査票」と「静岡県歯科医師会診療所一覧表」をお送りいたしますので、「歯科健康診査票」と被保険者証または、マイナンバーカードを持参し受診してください。

(5) 歯科健診を受けようとする時は、前もって歯科診療所等に予約をしてください。



当組合HP



静岡県医師国民健康保険組合

Tel 054 - 246 - 2831

Fax 054 - 248 - 4903

令和6年度 静岡県医師国保組合 健康診断(特定健診)助成費請求書

令和 年 月 日 提出 (請求期限:令和 7 年4月30日組合必着)

() 医師会

正 組 合 員	被保険者証番号	
	氏 名	

受 診 者 内 訳		
被保険者証番号	区 分 (○で囲む)	氏 名
1	正組合員 正組家族 准組合員 准組家族	
2	正組合員 正組家族 准組合員 准組家族	
3	正組合員 正組家族 准組合員 准組家族	
4	正組合員 正組家族 准組合員 准組家族	
5	正組合員 正組家族 准組合員 准組家族	
6	正組合員 正組家族 准組合員 准組家族	
7	正組合員 正組家族 准組合員 准組家族	
8	正組合員 正組家族 准組合員 准組家族	
9	正組合員 正組家族 准組合員 准組家族	
10	正組合員 正組家族 准組合員 准組家族	

- (注) 1. 40 歳から 74 歳までの医師国保組合の被保険者が対象です。
2. 正組合員・正組合員家族・准組合員・准組合員家族を合わせて請求してください。
3. 郡市医師会へご提出ください。